

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「署名押印して」を「署名して」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

サービスの宣誓における宣誓書への押印を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第2条 新たに職員となった者は、その職務を行う前に、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓しなければならない。</p> <p>2 前項の宣誓は、教育公務員及び公営企業職員を除くその他の職員については様式第1号、教育公務員については様式第2号、公営企業職員については様式第3号に規定する宣誓書を朗読し、これに<u>署名して</u>行う。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前2項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p> <p>様式第1号 <u>別紙1参照</u></p> <p>様式第2号 <u>別紙2参照</u></p> <p>様式第3号 <u>別紙3参照</u></p>	<p>第2条 新たに職員となった者は、その職務を行う前に、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓しなければならない。</p> <p>2 前項の宣誓は、教育公務員及び公営企業職員を除くその他の職員については様式第1号、教育公務員については様式第2号、公営企業職員については様式第3号に規定する宣誓書を朗読し、これに<u>署名押印して</u>行う。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前2項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p> <p>様式第1号 <u>別紙1参照</u></p> <p>様式第2号 <u>別紙2参照</u></p> <p>様式第3号 <u>別紙3参照</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

印

様式第 2 号

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

印

様式第 3 号

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

印